

茨城県パワーアップ融資

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小企業者を支援するための保証制度です。

制度の概要

対象者

申込時点において県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業(茨城県信用保証協会の信用保証対象業種に限る)を営んでいる中小企業者



セーフティネット保証 4号・5号・危機関連保証の認定を受けた場合は、

**信用保証料の5割補助
3年間の利子の全額補助**

問合せ先一覧

- ・茨城県中小企業支援対策室
☎ 029-301-2869 (平日 9:00 ~ 17:00)
- ・市内金融機関

融資額等

資金用途	融資限度額	融資期間(据置期間)
設備	5,000万円	最長10年以内(3年以内)
運転	5,000万円	最長7年以内(2年以内)
併用	5,000万円	最長7年以内(2年以内)

※融資期間および利率につきましては、対象となる中小企業者の状況により異なりますので、茨城県HPなどでご確認ください。

茨城県中小事業継続応援貸付金

売上が急減(50%以上)しており、公的融資や民間金融機関からの借入れが困難な事業者向け無利子・無担保の貸付金制度です。

制度の概要

対象者

県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で次の①~⑤に該当

No.	対象となる主な要件
①	2019年12月末までに事業を開始し、今後も継続予定
②	2020年1月から12月のうち、2019年同月比で1か月の売上が50%以上減少した月があること
③	公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったこと
④	県税・市町村税について、原則として未納がないこと
⑤	暴力団等反社会的勢力ではないこと 等

融資額等

資金用途	事業の継続に必要な資金
貸付上限額	200万円
貸付期間	10年以内(据置5年以内) ※10年を限度に1回の延長可
貸付利率	無利子・無担保

問合せ先

- ・茨城県中小企業支援対策室
☎ 029-301-2869 (平日 9:00 ~ 17:00)
- ・常陸大宮市商工会 ☎ 53-3100 (平日 8:30 ~ 17:15)

法人市民税の申告・納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請により期限を延長することができます。

制度の概要

申請方法

事前申請不要

※後日、申告書に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。
※電子申告(eLTAX)の場合には、法人名称または所在地に続けて「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電子申告(eLTAX)をご利用ください!

添付書類等

税務署に提出した法人税申告書の写し等(新型コロナウイルス感染症による申告・納付期限延長の旨が記載されたもの)を提出してください。

問合せ先

- ・常陸大宮市役所 税務徴収課市民税 G
☎ 52-1111 内線 233

納税が困難な方へ(猶予について)

新型コロナウイルスの影響により事業等の収入に減少があった方や、納税者(ご家族を含む)が感染した場合等に、市税の徴収の猶予を受けることができます。

制度の概要

徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方
※詳細は、税務徴収課徴収推進室にご確認ください。

猶予期間

1年間(無担保かつ延滞金なし)
※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、収入の状況に応じて計画的に納付してください。



徴収を猶予します!



その他の猶予制度が対象となる場合

新型コロナウイルスの影響により以下①~④のいずれかに該当

No.	該当するケース
①	災害により財産に相当な損失が生じた
②	本人、または家族が病気になった
③	事業を廃止、または休止した
④	事業に著しい損失が出た

問合せ先

- 常陸大宮市役所 税務徴収課徴収推進室
☎ 52-1111 内線 240